

札幌市公共交通協議会地域公共交通会議地区別部会設置規程

(令和 5 年 1 月 2 4 日制定)

最近改正 令和 6 年 1 1 月 1 4 日

(目的)

第 1 条 この規程は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、札幌市内各区における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項の協議等を行うため、札幌市公共交通協議会設置要綱（以下「協議会要綱」という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき、札幌市公共交通協議会（以下「協議会」という。）の部会として設置する組織及びその運営に関し、協議会要綱及び関係規程に定めるものの他必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 本規程による部会は、次条の協議事項の協議等を行うため設置することとし、名称は地域公共交通会議地区別部会（以下「地区別部会」という。）とする。

2 地区別部会は、区を単位として設置し、区ごとの名称において、「地区別」とあるのは、設置されている区名に読み替えるものとする。

(協議事項)

第 3 条 地区別部会は、次に掲げる事項の協議等を行うものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 地区別部会の運営方法その他地区別部会が必要と認める事項

(協議会から部会への権限の委任)

第 4 条 協議会要綱第 8 条第 3 項の規定に基づき、前条に規定する事項に係る協議会の権限を地区別部会に委任し、当該委任された権限に属する事項については地区別部会の議決をもって協議会の議決とする。

(部会長)

第5条 地区別部会の部会長は、協議会会長が指名する委員（臨時委員を含む。以下同じ。）をもって充てる。

2 部会長は、地区別部会を代表し、会務を掌握する。

3 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地区別部会の会議は、協議会要綱第7条の規定に準じ、運営を行うものとする。

2 書面による会議は、協議会要綱第7条第5項の規定に準じるもののほか、部会長が必要と認める場合も実施できるものとする。

3 第3条に規定する協議事項のうち、複数の区又は他市町村に跨る協議事項について会議を開催する場合は、必要に応じて複数の地区別部会又は他市町村の地域公共交通会議と合同で会議を開催できるものとする。

4 地区別部会の協議事項が特定の地域に限定される場合、出席する委員を部会長が指名できるものとする。

5 第1項の規定に関わらず、前項において出席する委員を部会長が指名した場合、指名された委員をもって協議会要綱第7条の規定に準じ、会議の運営を行う。

6 やむを得ない理由により欠席する委員は、あらかじめ議決事項について書面で表決を行うか、他の委員に表決を委任することができる。

7 前項において書面で表決を行った、または他の委員に表決を委任した委員は、会議に出席したものとみなす。ただし、協議会要綱第10条第1項に示す謝礼の支給は行わない。

(協議結果の取扱い)

第7条 地区別部会において協議が調った事項について、地区別部会の構成員である委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 地区別部会の庶務は、札幌市まちづくり政策局において行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、地区別部会の運営に関して必要な事項は、部長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和5年1月24日から施行する。
- 2 札幌市手稲区地域公共交通会議設置要綱（令和4年7月28日まちづくり政策局都市計画担当局長決裁）により設置されている札幌市手稲区地域公共交通会議（以下「旧手稲区交通会議」という。）は、旧手稲区交通会議において旧手稲区交通会議の廃止が承認された翌日付けで廃止する。
- 3 旧手稲区交通会議で協議が整った事項及びその他合意事項（以下「合意事項等」という。）については、手稲区における地区別部会での合意事項等として取扱う。

附 則（令和6年11月14日一部改正）

この規程は、令和6年11月14日から施行する。